

○国土交通省告示第七百九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年六月一日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道23号改築工事（蒲郡バイパス・愛知県豊川市為当町仲上地内から同市御津町広石船山地内まで、同市御津町豊沢杉下地内から同市御津町金野袋田地内まで及び蒲郡市五井町山田地内から同市清田町井戸ヶ沢地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 愛知県豊川市為当町仲上及び三ツ市場並びに御津町広石市場、広石祢亘田、広石船山、豊沢杉下、豊沢新杉下、金野山影、金野籠田及び金野袋田地内  
愛知県蒲郡市五井町山田並びに清田町木森、東観嶽、岡前、岡及び井戸ヶ沢地内
- 2 使用の部分 愛知県豊川市為当町仲上及び三ツ市場並びに御津町広石市場、広石祢亘田、広石船山、豊沢杉下、金野山影、金野籠田及び金野袋田地内  
愛知県蒲郡市清田町木森、岡及び井戸ヶ沢地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道23号改築工事（蒲郡バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、愛知県豊川市為当町仲上地内の豊川為当インターチェンジから蒲郡市清田町井戸ヶ沢地内の蒲郡インターチェンジまでの延長9.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道23号改築工事（蒲郡バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであるが、本件区間は同法第13条第1項の指定区間外の区間であるところ、起業者である国土交通大臣は、同法第27条第1項の規定により道路管理者の権限を代行しており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道23号（以下「本路線」という。）は、愛知県豊橋市を起点とし、三重県伊勢市に至る延長約236kmの主要幹線道路であり、本路線が通過する豊川市及び蒲郡市は、国内外の主要自動車企業の物流拠点となっている三河港を擁する地域であることから、県内外の物流交通に広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通に広く利用されるとともに、蒲郡市等の既成市街地を通過し、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成30年2月に起業者が実施した渋滞状況調査によると、現道の十能交差点（名古屋方面側）において最大渋滞長560m、最大通過時間約7分20秒が、御津町入浜交差点（静岡方面側）において最大渋滞長390m、最大通過時間約5分が確認されている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

### (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である愛知県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成3年11月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び同評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成29年6月等に、環境影響評価法（平成9年法律第81

号)等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、振動等については法令により定められた基準等を満足するとされており、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるイヌワシ及びオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミゾゴイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、準絶滅危惧として掲載されているカキツバタ、イチョウウキゴケ及びウスゲチョウジタデその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、ニホンウナギ等については、一部の生息環境が改変されることから、沈砂池の設置及び河川・水路の切り回しにより濁水流入の低減を、キンランについては、生育環境の変化が懸念されることから、植栽等による林縁保護を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が5箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づき4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成3年11月25日に都市計画決定され、平成9年10月31日及び平成27年2月24日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄

与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる名豊道路建設推進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛知県豊川市役所及び蒲郡市役所